

第17回 地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会

第1部 基調報告

<回想録資料集> 「歴史があって 今がある！」
～大分県版「教育の協働（協育）」への歩み～

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

中川 忠宣

<回想録資料集> 2024年(令和6年)11月

大分県版「教育の協働(協育)」への歩み
「歴史があって今がある！」

～NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク設立・活動への道～

歴史があって
今がある！

NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク
<筆者・文責>理事長 中川忠宣

第1章 「教育の協働(協育)」への歩みの概要

第2章 学校週5日制度が「学校教育改革への大転機」の時代へ！

第1節 学校週5日制度の概要

第2節 学校教育での新しい施策

第3節 学校外(社会教育分野)での新しい施策

第3章 大分県における「教育の協働」の取組みの時代へ！

第1節 「教育の協働」を推進した法律の改正

第2節 大分県における「教育の協働」の取組みの歴史の概要

第3節 大分県版「地域教育振興プラン」の策定

第4節 大分県版「地域協育振興モデル事業」の実施

第5節 大分県の「地域学校協働活動」の現状(令和2年度調査)

第6節 大分県の「地域学校協働活動」の現状の概要(令和5年度県教委資料)

第7節 「教育の協働」の必要性に関する教職員の声

第4章 地域学校協働活動の制度化へ！

第1節 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入

第2節 学校支援地域本部から地域学校協働本部へ

第3節 地域社会における「教育の協働」のシステム化への考察

第4節 学校と地域の新たな協働体制の構築に関する資料

～コンサルティングから見てきた課題とアドバイスの概要～

第5節 学校と地域の新たな協働Q&A「一歩前進！ヒント集」の概要

第6節 「教育の協働」に関する研究論文等の概要一覧(著者分)

第5章 「教育の協働」の実践と発展へ！

第1節 教育の協働の推進に係るに関する調査報告I～VIの概要

第2節 「地域学校協働活動へ」の先進地の事例

第3節 別府市立石垣小学校の取組み事例

第4節 「学校と地域の新たな協働(協育)」事例集の概要

第6章 NPO法人大分県協育アドバイザーネットワークの設立

第1節 『協育』アドバイザーの養成からネットワーク化へ

第2節 『協育』アドバイザーの養成からNPO法人へ

第3節 NPO法人大分県協育アドバイザーネットワークの活動の概要

第4節 「地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会」の概要

第5節 NPO法人大分県協育アドバイザーネットワークの作成動画

<過去>「教える学校教育」の時代からの脱皮へ！

- ① 1次教育改革：近代の学校教育制度は明治5年の「学制」
- ② 2次教育改革：終戦後の昭和22年の教育基本法
- ③ **3次教育改革：平成4年9月12日(1992年)からの学校週5日制度**

地域の教育力を動員して「教育の協働」の時代へ！

<「教育の協働」の推進のための法律の改正>

- ・平成18年12月22日公布・施行された改正教育基本法第13条
- ・その他の各種法律等

報告1 「教育の協働」への学校教育及び社会教育の施策の始まり

報告2 大分県版「地域協育振興プラン」の策定（平成19年3月）と推進

報告3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

<平成20年度から大分大学高等教育開発センター教授としての調査研究と実践>

<現在>「教育の協働」(地域学校協働活動)の制度化の時代へ!

- ・ 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール) の実践と拡大
- ・ 学校支援地域本部から地域学校協働本部へ

報告4 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組みの推進
～地域学校協働活動のねらいと構造～

報告5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組みの推進
～地域学校協働活動の実践事例～

<未来>提案：地域社会における「教育の協働」のシステム化

- ・ 地域社会主人公の地域学校協働活動のシステム化
- ・ 地域と学校を繋ぐ「協育コーディネーター」の育成と活動のシステム化
- ・ 学校運営協議会の必要性の認識と委員自身の役割の認識

報告1: 「教育の協働」への様々な施策の始まり

<学校週5日制は「教える学校教育」の時代からの脱皮へ!>

I. 学校週5日制の経緯と目的

平成4年9月12日(1992年)からの学校週5日制度

(学校教育法施行規則第47条)

- ・毎週の5日(完全学校週5日制)は月2回の実施を経て平成14年に完全実施
- ・法律によって導入された「学校と地域社会が協働して育む」制度の起源
- ・教職員の労働時間の短縮という課題への対応でもあったとも指摘

<目的>

- ・子どもたちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で、子どもたちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図ること
- ・学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動の機会を子どもたちに提供すること



これまでの「学社連携・学社融合」→「制度としての教育の協働」への発展

※教育の協働への様々な施策と関係する法律改正等は資料の最終頁に添付

報告2: 大分県版「地域協育振興プラン」の策定と推進

「大分教育の日条例」平成17年3月31日施行

第1条

県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が相互に協力することにより、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の振興に主体的に参加する人づくりを進めるため、おおいた教育の日を設ける。



平成16年に「大分教育の日条例」の制定に関連して生涯学習課に**教育行政の施策の策定**の打診

- 教育委員会総務課から「学校・家庭・地域の教育の協働」に関する担当課となるよう梶山生涯学習課長に依頼があり、若杉係長（総務担当）・宮迫係長（市町村合併担当）・中川参事（当時）で協議の上、関係課長の了解のもとに具体的な取組みを行うこととした。
- 学校・家庭・地域の**3つの力を合わせて育む**という趣旨を文字で表わすこととして「**協育**」という造語を考案

< 策定に向けての課題と対応 >

< 教育行政としての関係各課の意思疎通と一体的な推進 >

< H16年度～第5次大分県総合教育計画に係る教育改革の明確化の検討 >

- ・ 目標②「県民すべてがかかわる大分の教育の創造」とし、「学校・家庭・地域の教育の協働について」をテーマとして、大分県教育委員会としての施策の検討
- ・ 学校教育の方向性はコミュニティ・スクールの導入による地域との連携であり、コミュニティ・スクールと両輪となる「教育の協働」の方策について社会教育行政の観点からの検討



< 県教育委員会関係全課による検討委員会の設置 >

- ① 関係各課が「教育の協働」関係する方策・事業の整理
- ② 協働を推進するための具体的な取組みの明確化

1. 市町村合併の最中で市町村での取組みが可能か

- ・市町村行政や学校現場への周知と推進
- ・公民館機能の削減 等々

①H17年度～地域協育振興モデル事業の実施

- ・予算化（県単事業の1,000万）
○17年度～18年度は2市（豊後高田市・臼杵市）
○18年度～19年度は新に2市（佐伯市・豊後大野市）

②H18.2「地域協育振興のためのQ&A」の作成

- ・文科省事業を受託して大分県地域協育振興会議を設置

2. どんな施策を策定するのか

①施策のコンセプトと具体的な仕組みの検討

- ・関係する先進地の資料収集

②H18.11県社会教育委員会議への諮問・答申

＜答申「地域社会の協働による子どもの健全育成の方策について」

～大分発「協育」ネットワークプラン～

＜建議＞H20.3県社会教育委員会議の建議

教育の協働を推進する拠点としての役割を果たすための公民館の役割

～「協育」ネットワークのキーステーションとして～

大分県における「協育」の推進の流れ

背景
目的

遅々として進まない「学社連携」・・消えゆく地域社会・・乱れる子どもたち・・
どこかへ消えようとしている「社会教育」 ⇔ 施策としての地域作りシステム！

①大人自身の生きがいと地域の再構築 ②次代を担う子どもの育成

1. 「17年度県政運営基本方針」及び「17年度大分教育行政基本方針」
2. 「地域『協育』振興モデル事業(平成17年度～)」
3. 「新大分県総合教育計画」策定(平成18年6月)
4. 大分県社会教育委員会議の答申(平成18年11月)
答申：「大分発『協育』ネットワークプラン」
5. 大分県社会教育委員会議の建議(平成20年3月)
建議：「協育」ネットワーク化を進める中核的な役割を担う公民館運営

教育基本法の改正
(平成18年12月)

具体策

学校、家庭、地域社会の「教育の協働」の具現化
キーワード ①情報の共有 ②コーディネーター ③公民館

平成19年度～平成27年度

「地域協育振興プラン」(「協育」ネットワークの構築)

学校、家庭、地域の連携

県教委 新総合教育計画策定へ

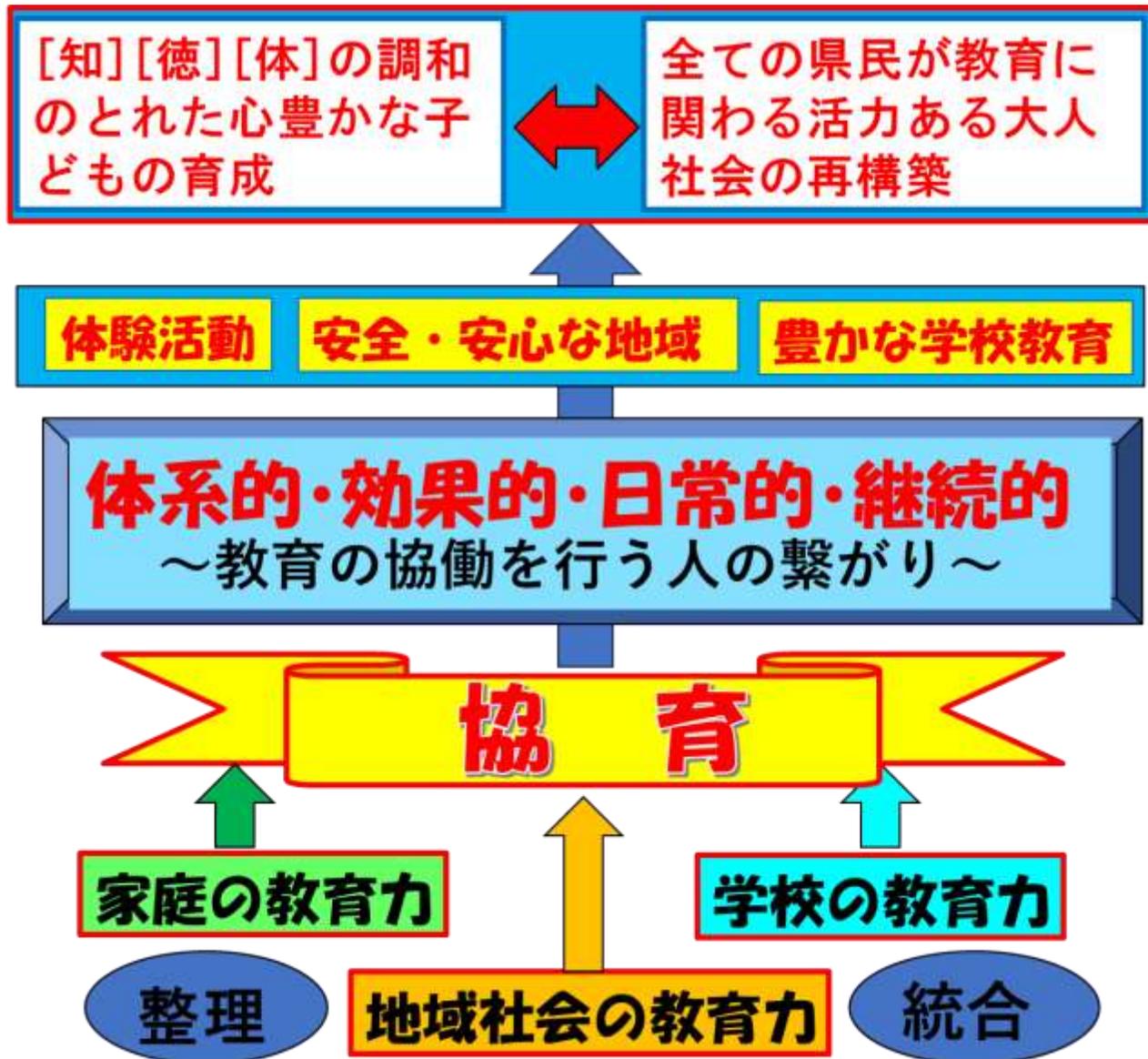
県教委は本年度、今後 画年度は本年度から二〇一〇年度の県教育行政の基本方針 一五年度までの十一年間となる「新大分県総合教育計画」を策定する。計る予定。新しい計画では、

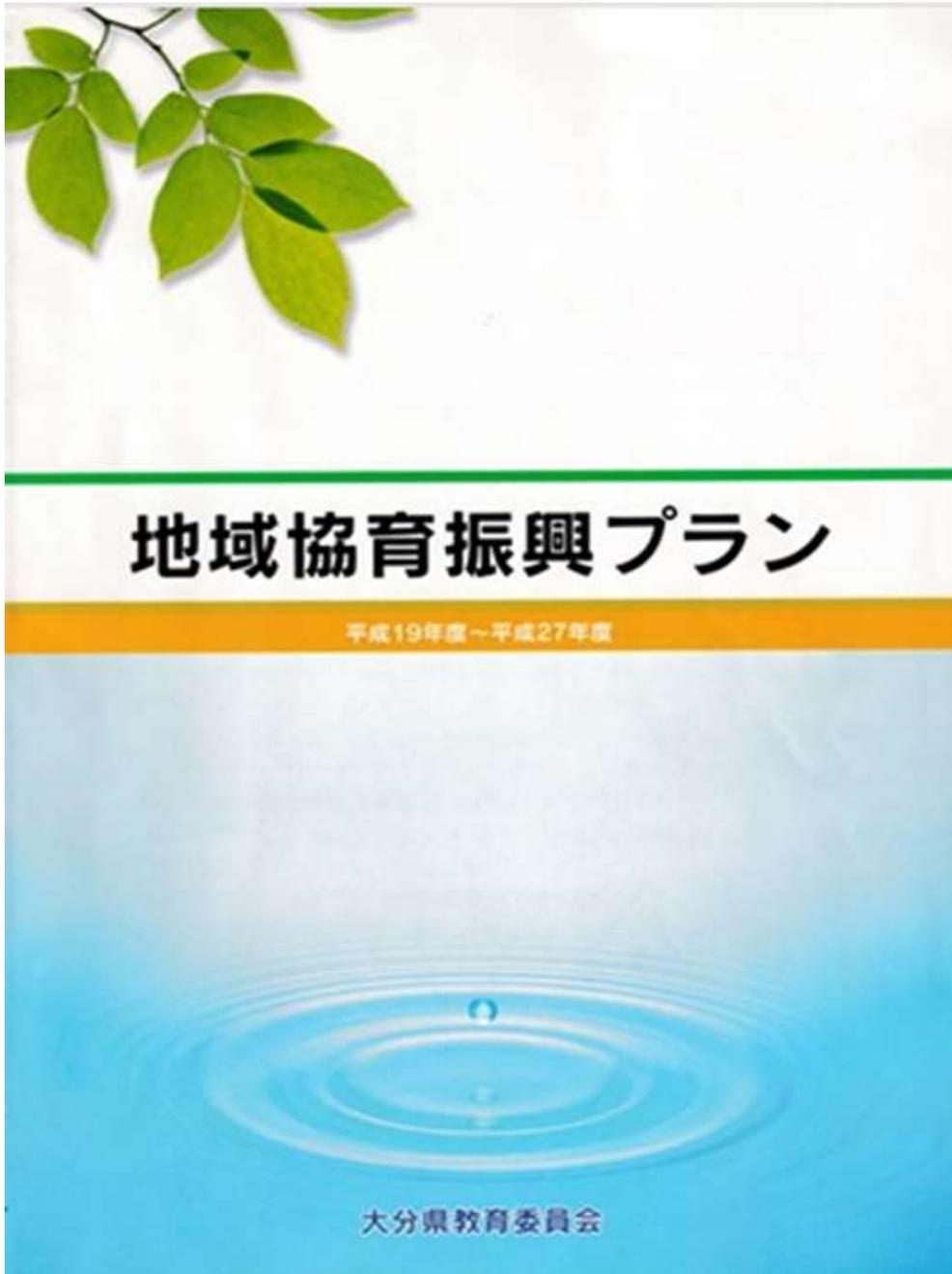
学校、家庭、地域の連携の重要性を教育活動全般で強調していく。現行の「第五次県総合教育計画」は二〇〇〇年度から二〇一〇年度までが計画年度。社会情勢の変化に対応するため、県の新しい総合計画に歩調を合わせる。期間途中で見直す。

学校、家庭、地域の連携について第五次計画では、非行防止をはじめとした青少年の健全育成面

平成17年5月27日(金)
大分合同

県教委企画調整室は「一人でも多くの人が教育にかかわる重要性を新計画を通して訴えていきたい」としている。





＜地域協育振興プランの目次＞

第1章 「地域協育振興プラン」策定の基本的な考え方

- 1 「地域協育振興プラン」策定の背景と趣旨
- 2 「地域協育振興プラン」の柱
- 3 「地域協育振興プラン」の性格と期待される効果
- 4 「地域協育振興プラン」の期間

第2章 学校，家庭，地域社会の「協育」に関する施策

- 第1節 大分県教育改革プランに示す「主な取組み」
- 第2節 教育の協働に関する「主な取組み」の推進方策
- 第3節 県教育員会の役割

第3章 教育の協働を推進するための「協育」ネットワークの構築

- 第1節 学校，家庭，地域社会の「協育」ネットワークの構築の考え方
- 第2節 「協育」ネットワークの拠点としての公民館活動の充実
- 第3節 豊かな学校教育活動のための学校支援の充実

H17年度～19年度 地域協育振興モデル事業

現状

学 校
 ○閉鎖的な意識や体質
 ○「確かな学力」「生きる力」の育成
 ↓
 地域の教育力を活用した教育

地 域
 ○人間関係の希薄化や大人のモラルの低下等による教育力の低下
 ↓
 地域の大人の総参加による子育て

家 庭
 ○育児不安・躱の欠如や親の多忙化
 ○過保護・過干渉等による教育力の低下
 ↓
 家族全員の子育て意識と能力の向上



地域協育コーディネーター
 《市教育委員会に配置》

実践

地域事業、活動組織・団体・グループ等の調査

- ①地域協育プロジェクト（市レベル）の組織化
- ②校区ネットワーク（中学校区（3校区））の組織化

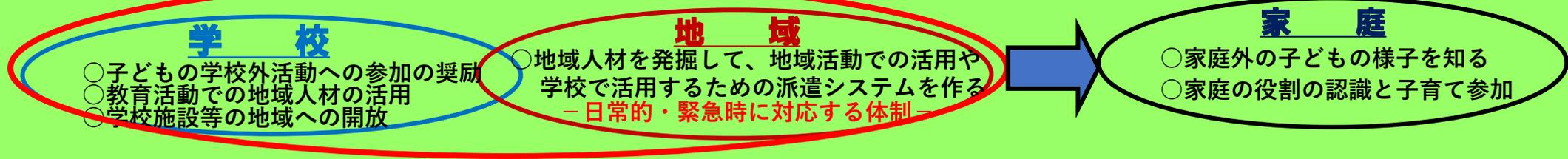
校区ネットワーク

- ①地域子ども活動プロジェクトチーム
読み聞かせグループ・文化伝承団体・公民館・学童保育等の学校外での子どもを育む取組み
- ②安全・環境浄化プロジェクトチーム
自治会・警察・PTA・企業・民生児童委員等が、通学路の安全確保、溜まり場の解消等を行い、子どもの情報を収集する体制を整備
- ③その他協力事業
小さな親切運動・花いっぱい運動・教育の日事業・家庭教育研修等

《公民館に校区相談員を配置》

- 各団体・グループの活動の相互理解
- 新しい人材の発掘
- 新しい取組み

教育力の相互活用



市町村合併に伴う教育体制の支援

地域コミュニティのための公民館の活性化

教育・福祉等の行政の連携の促進

①協育ネットワークの意義
家庭・学校・地域社会が協働して教育効果を上げる

②協育ネットワーク構築の視点
教育行政のリーダーシップと関係者との連携の構築

③県教育委員会の役割

- 地域協育の環境整備**
- ①地域協育の必要性の啓発と情報提供
＜モデル的な事業の実施＞
 - ②イニシアティブと市町村への支援・連携
 - ③協力者・推進者の育成のための研修の充実
 - ④県レベルのネットワークの組織づくり
 - ⑤県立施設の有効活用の促進

④市町村教育委員会の役割

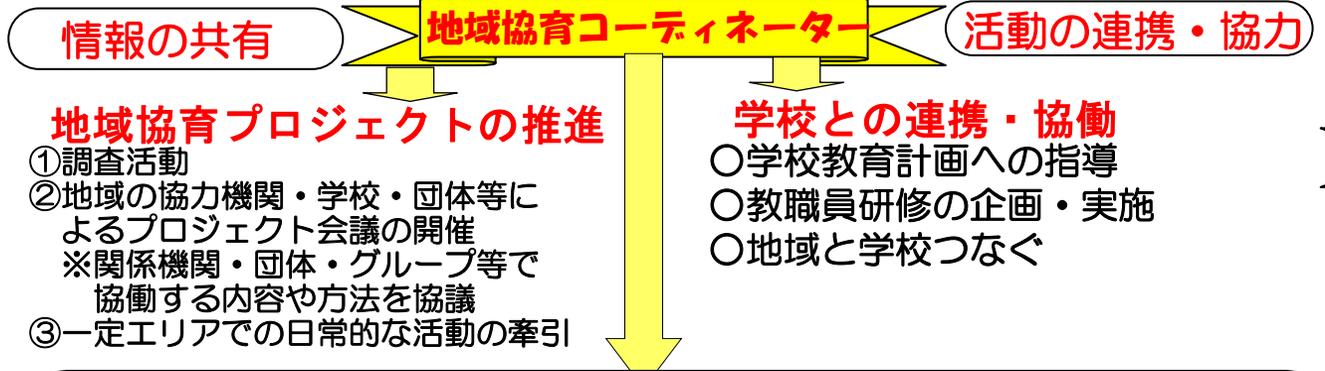
マスタープラン「協育の総合計画」の策定

地域総参加で子育てのまちづくり ← 協育ネットワークづくり

地域で子育て

- 各団体等の活動の活性化
- 新しい人材の発掘・登録
- 新しい活動の開発

豊かな学校づくり



⑤学校の役割

- 開かれた学校づくりの推進**
- ①学校教育計画の策定
 - 教育課程への位置づけ
 - 人材バンクづくり
 - ・地域人材の活用
 - ・学校安全の推進
 - ・体験活動の促進
 - ②校務分掌に担当教職員
 - 地域協育推進担当（仮称）**
 - 教職員のニーズの把握
 - 教職員と地域人材の橋渡し
 - 保護者への説明等の情報提供
 - ③支援ボランティアの活用
 - コーディネーター**
 - 担当教職員との連携
 - 校区相談員・校区コーディネーター等との連携
 - 人材発掘等、人材バンクづくりの支援
 - 学校とボランティアの窓口

校区相談員（仮称）又は校区コーディネーター（仮称）

公民館等を拠点 校区ネットワークの推進 中学校区程度のエリア

- 地域協育コーディネーターやコーディネーター・担当教職員との連携
- 「校区ネットワーク会議」の開催と日常的な情報収集・提供

地域子ども活動 学校支援 安全・環境浄化活動

平18年11月

<答申> 大分発「協育」ネットワークプラン

答申の柱：家庭・学校・地域社会の協働を推進する協育ネットワークシステムの構築

答申内容Ⅰ：教育の協働を推進するための「教育」ネットワークシステムの構築方策(提言5・7・8・9・10・11)

答申内容Ⅱ：家庭、学校、地域社会における日常的な教育の協働を推進するために、社会教育行政として行うべき重点的な方策
○公民館活動の充実:(提言1・2・6・9・10・12・13) ○学校支援体制の充実:(提言3・4・10・14)

Ⅱ. 公民館活動の充実

- 協育ネットワークの拠点
 - 協育ネットワーク会議の開催
 - 地域住民への啓発活動
 - 地域情報の収集と提供
 - 地域人材の発掘・登録・提供
- 家庭教育支援活動
 - 学習機会の提供
 - 子育てスローガンの普及
 - 相談・情報提供機能の充実
 - 親子活動機会の提供
- 子どものための活動の促進
 - 日常的な活動の広がり

豊かな学校教育活動

地域体験活動の推進

支援

安全・安心な地域作り活動

活用

人的ネットワークの拡大

支援

【校区】

教育行政

地域協育協議会

各学校

コーディネート機能

保護者・住民

コーディネート機能

Ⅱ. 豊かな学校教育活動

- 学校支援システムの構築
- 「学力向上会議」の活性化
 - 地域教育力活用システムの構築
 - 家庭教育力向上施策の構築
 - 地域の環境浄化施策の構築
 - 児童生徒の問題行動等に関する教職員支援体制の構築
- P T A等による取組の推進
 - 日常的な学習支援ボランティア
 - 学校の安全確保の実践
 - 家庭での子育て実践

Ⅰ. 関係部署との連携強化

- 「協育」振興のための教育行政組織の整備
- 協働できる各種団体、機関等との連携の推進
- 社会教育行政と学校教育行政の連携の推進
- 学校教育活動と社会教育活動の日常的な連携の推進
- 情報収集・提供システムの整備

方針

支援

【市町村】

社会教育委員

連携

教育委員

地域協育プロジェクト会議

社会教育行政

コーディネーターの設置

学校教育行政

住民

参画

学校

方針

Ⅰ. 学校教育計画の策定

- 地域教育力の活用、保護者との協働等の明確化
- 校務分掌等の見直しによる協働体制の整備
- 一定エリアの連携の推進

支援

【県】「地域協育振興プラン(仮称)」の策定

「協育ネットワークシステム」の3層構造

市町村

地域協育プロジェクト会議：教育委員会に設置

1. 内容：市町村全域を対象とした市町村としての方針・方策を協議をする。
2. 構成：社会教育、学校教育、首長部局の関係部署、地域の関係者等
3. コーディネーター：「地域協育コーディネーター」の配置

安全・安心なまちづくり

教育委員会の役割

豊かな体験活動の促進

「校区ネットワーク会議」への支援・助言

住民への啓発や研修会の実施

「学校支援ネット」づくりと支援・指導

4. 期待される効果：教育関係者の認識の共通化、首長部局との連携

支援

支援

一定エリア

校区ネットワーク会議：中学校に設置

1. 内容：中学校区程度の一定エリア内の教育課題を解決するための日常的な取組
2. コーディネーター：「校区コーディネーター」の配置

地域の学習
拠点としての機能

公民館の役割

学校、家庭、
地域社会の連携推進

「協育」ネットワークの構築

家庭教育の支援

子どもへの支援

支援

学校

学校支援ネット：各学校に設置

1. 内容：親（保護者）や地域住民による日常的な学校支援
2. 構成：PTAの専門部会への位置づけ、地域有志による組織化等
3. コーディネーター：「学校支援ネットリーダー」の配置
※学校の地域協育推進担当者（教員）との連携

学校と地域住民
をつなぐ

学校支援ネットの役割

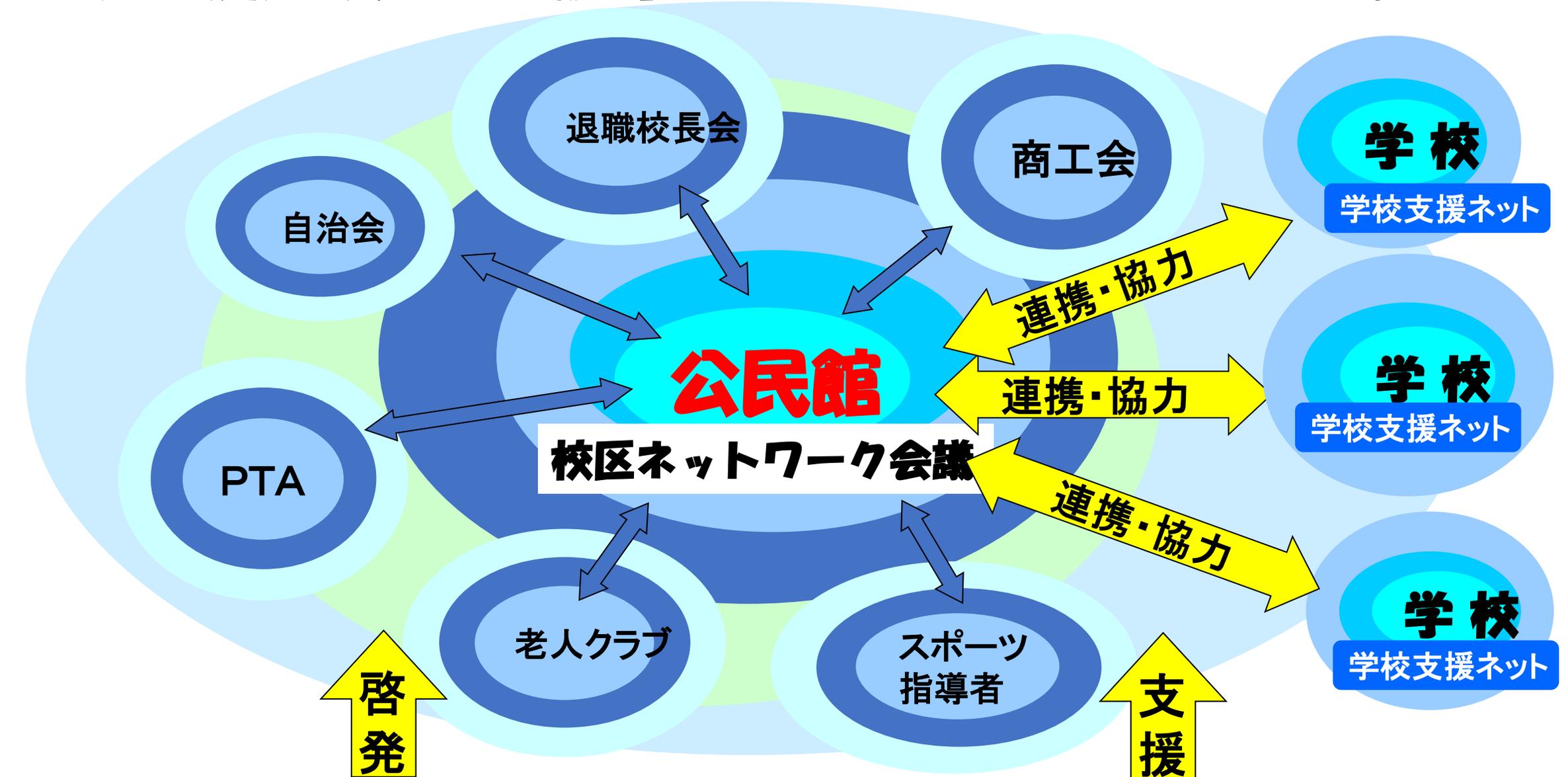
学校と親（保護者）
をつなぐ

協力者の発掘・登録・活用

保護者による学校への支援

全家庭共通の取組みへの支援

◀ 人の波紋が広がる「協育」ネットワークシステムイメージ図 ▶



地域協育プロジェクト会議(市町村教育委員会)

公民館の基準改正

公民館

職員・施設・設備・予算

情報バンク

学校への提供

親への提供

住民への提供



社会教育での活用

- 子どもの体験活動
- 安全な地域づくり



校区ネットワーク会議

青少年育成関係者

- 学校関係者
- 社会教育関係者
- 福祉関係者
- 青少年育成団体等

地域関係者

- 自治会長
- 商工会関係者
- 老人クラブ
- 婦人会 等

- ← 住民が集まる
- ← 情報が集まる
- ← 期待が集まる

地域協育プロジェクト会議（臼杵市）



校区ネットワーク会議 （豊後大野市「緒方地区ネットワーク会議」）



生涯学習社会の形成

(大人社会の再構築と青少年健全育成)

- 豊かな学校教育活動への支援
- 安全・環境浄化活動の充実
- 子どもの体験活動の充実

国委託事業 (平成二十年度新規)

「学校支援地域本部事業」

- 中学校単位にコーディネーターを配置
- 地域住民・保護者等が豊かな学校教育活動を支援するシステムを構築

大分県の状況

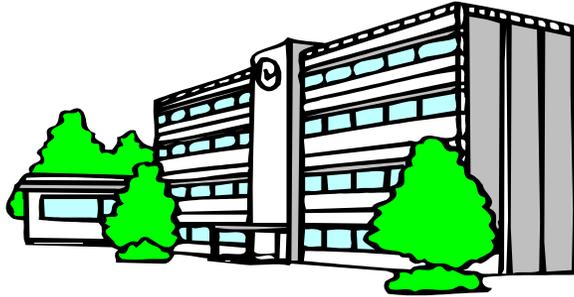
十五市町村 (十八市町村中)

実施予定

「地域協育振興プラン」の推進
↳「協育」ネットワークの構築↳

学校支援地域本部事業 (平成20年度新規国委託事業)

学 校



学校支援地域本部

※中学校区単位に設置し、
域内の学校を支援

地域教育協議会

地域協育推進担当

- ・ 学習支援
- ・ 部活動指導
- ・ 環境整備
- ・ 登下校安全確保
- ・ 学校行事の共催

コーディネーター

- ・ 企画立案
- ・ 事業評価
- ・ 広報活動
- ・ 人材バンクの作成
- ・ コーディネート 等

等

地域住民



学校支援ボランティア
(無償)

退職者、有資格者等、
様々な仕事・特技を
持つ人

報告3: コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度の導入)

<学校の重点課題>

* 教職員の働き方改革 * 社会に開かれた教育課程 * 生きる力(命題知・体験知) * いじめ・不登校等

<CSの取組の課題>

①教職員の仕事量の増加 ②CSの効果の認識不足 ③学校教育への介入危惧

<コミュニティ・スクールに求められること>

①ビジョンの発信②教職員・委員・保護者の意識の共有③委員が学校を知る

学校運営協議会(住民代表としての学校運営への参画)



<一定の権限と責任(合議体)>

* 学校運営方針の承認 * 学校運営への意見 * 教職員の任用に関する意見

<学校運営協議会に求められるもの>

①協議会の役割を理解 ②学校の教育課題を知る ③教職員の求めを知る
④教職員との協働意識 ⑤地域住民への啓発・広報

コミュニティ・スクールの構造

学校教育の基本的な構造

学校長の権限

学校教育目標の設定

学校経営方針の設定

学校運営方針の設定

学年経営
学級経営
教科経営等

学校運営協議会の権限と責任

学校運営の基本方針の承認

学校運営への協働（協働の促進）

他

教職員の心的・時間的なゆとりによる教育の質を向上するための方策

＜学校運営協議会設置の3原則＞

1. 考え方の基本→「学校評価」を基盤にした学校経営を行う

- ①学校が抱えている課題を解決する（一步を踏み出す）1つのツール。
- ②熟議を通して「何がコミュニティ・スクールのテーマであるか」を明確・共有化
・教職員と地域住民・保護者の意識の共有 →テーマコミュニティー
- ③学校経営の主体は学校長であり、校長の学校経営をやりやすくするために「学校関係者評価」をしながら地域住民の願いも反映させて学校運営するために学校運営協議会を置く。

2. 学校だけでは抱えきれない様々な課題への地域住民の教育力の導入

→教職員の意識調査

- ①H11当時：不登校や荒れ、学力問題等への対応が導入の発端。
- ②住民・家庭を基盤にした課題への「対処療法」と「原因療法」を可能に。

3. コミュニティ・スクールの成果

- ①子どもへの効果：基礎学力の向上やいじめ・不登校、児童生徒の自主性
- ②学校への効果：地域との共同体制、授業力の向上、教職員の意識の共有
- ③地域住民への効果：大人の繋がり、地域づくりと活性化、親の子育て意識の向上

平成二十三年五月 大分合同

小・中学校が授業や学校行事で住民の協力を得る地域連携について、大分大の高等教育関係センターの中川憲宣教授が先日調査を基に「成果や課題点をまとめた。」とまとめた。これは学校をとりまくコーディネーター(調整役)の存在が地域連携の活動展開に大きく貢献していることがうかがえる。

鍵

コーディネーターの配置は文科省が2007年度から3カ年、市町村教委への委託事業として実施。県内では10年度、56地区が校長0名や自治会役員の中から

学校と住民の連携活動をした小・中教職員の取り組み内容 (単位は%)



注：住居内的小・中教員は100人、計数は各項目に重複する

は無配置校がが配属校の倍以上であった。配属校で地域連携の分母が大きくなったため、相対的に無配置校で取り組む割合が下がっていることがわかる。

配属の効果については、中川教授は「協力者探しや日曜講座といった半日の掛かる作業を教職員の代わりに担ってもらったことで、本来の目的が達成されている」と分析している。

推進上の課題も浮かび上がった。配属校、無配置校

小・中学校と地域住民の連携

コーディネーター

大分大・中川教授が調査 教職員の意欲向上

導入で配属。県内の全小・中の約半分をカバーした。中川教授は昨年夏、佐伯市内全小・中の教職員や児童主任、住民ボランティアを対象に、コーディネーターの有無による活動の違いや参加者の意識を調べた。連携活動をした教職員に実施を聞いた結果、5分枠中「クラブ・団活動」を各

む4分枠で、配属校の教職員の方が無配置校よりも取り組む割合が高かった。このうち、積極な打ち合わせが必要で「学習・交流活動」は、無配置校ではほとんど取り組まなかったのに対し、配属校は10・6%の教職員が実施していた。計つき大会の手伝いなど「学校行事」での地域連携

とも半分以上の教職員が「仕事量の増加(1つ)ながら(1つ)」「地域活動」の推進が大きいとみられる。対応策として「地域連携を年間活動としてシステム化する」や「下校時の見守りには地域で受け持つ」といった学校と地域の役割分担も課題

「地域総合力で育てる視点を」

CS推進フォーラム



コミュニティスクールの導入成果などを紹介

保護者や地域住民が小中学校の運営に参画する「コミュニティスクール」(地域運営学校)の導入を推進する。県内では本年度、5市コミュニティスクール(地)域運営学校(CS)の普及・推進を目的としたフォーラムが5日、大分市内であった。県内外から教員や教育委員会の関係者ら約570人が参加。玖珠町玖珠中学校などが取り組むCSを活用した「地域と共にある学校づくり」について理解を深めた。

文部科学省初等中等教育局の前川喜平局長がCSの仕組みや全国の導入状況、成果などを説明。「公立学校を教員が児童・生徒に教科を教える組織から、地域の学びの中心として機能を広げていく。CSはこれからの公立小中学校の

スタンダードになる」と述べた。パネルディスカッションでは大分大学高等教育開発センターの中川忠宣教授らが「今後の教育には学校だけでなく、地域の総合力で育てていく視点が必要。CSは学校がやりたいと思うことを地域全体で支え、後押しするシステム。多忙な教員にも心強い仕組みになる」などと提言した。

事例発表では、玖珠中学校の宗岡功校長がCS導入の経緯や具体的な運営、成果などについて紹介した。フォーラムは文科省が全国8会場で開催している。県内では4月1日現在で豊後高田、宇佐、臼杵、津久見、玖珠の5市町が計11校のCSを指定しており、2015年度には7市町・計33校まで拡大する見通し。

平成二十五年 大分合同

ぜひ、2面をお読みください

トキワグループ全国共通
新カードサービス
9月18日(日)スタート!

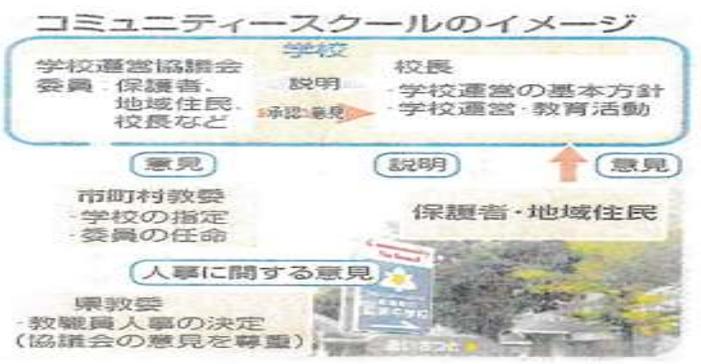
大分県教委は、地域民や保護者が小中学校の運営に参加する「コミュニティスクール」(地域運営学校)の導入を推進する。県内では本年度、5市町計11校がCS指定されており、2015年度には33校(公立小中学校の8.1%)を増やそう。県教委は「地域力を運営取り入れることで、地域の双方が活性化した事例も紹介しながら、市町村のさらなる導入拡大の取り組みを後押しする」。

県教委は5日、4月時 玖珠町の玖珠中学校(宗原 豊隆高田、宇佐 臼杵、岡岡校長)はCSの導入から津久見、玖珠各町がCS 3年目、5月の体育祭では指定している。住民が益殖町の手ほどきを

学校、地域とも活性化 コミュニティスクール

県教委が導入推進

し、緑のカーブの設置が地元自治体に参加を手伝った。秋は生徒し、文庫を始める。



目指すは「学校、地域、科学省主催のCS推進フォーラムがともに「ウィンウィン」の関係」(宗岡校長)。月あ。

野中博教員は「県内教育目標の承認だけでなく、地域に取入れられるかを種々運管に取り入れるかを明確にした上で議論をしよう」と取り組を進めた。と

宗岡校長は「生徒が地域の人と顔見知りになることで見守られている安心感が生まれ、学校全体に活気が出た。住民の学校に対する関心も高まっている」と

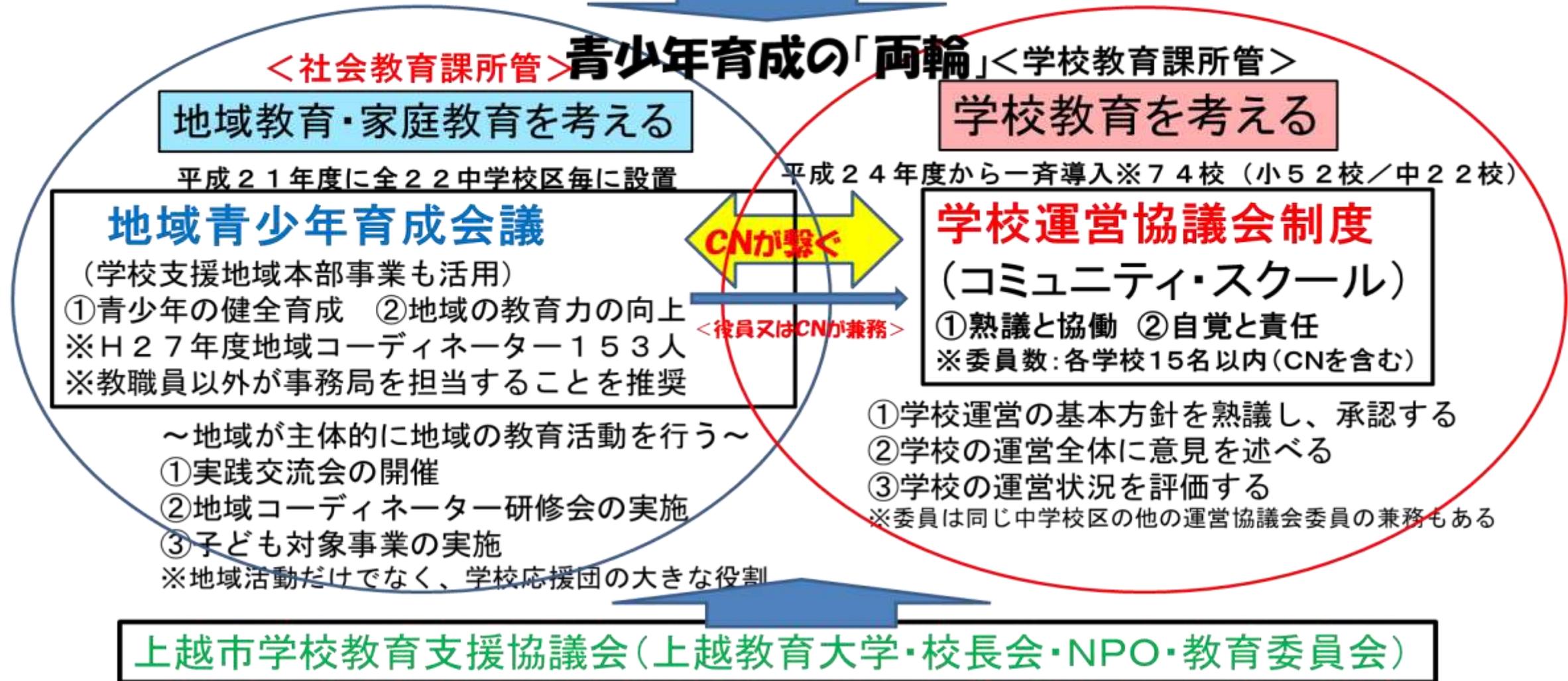
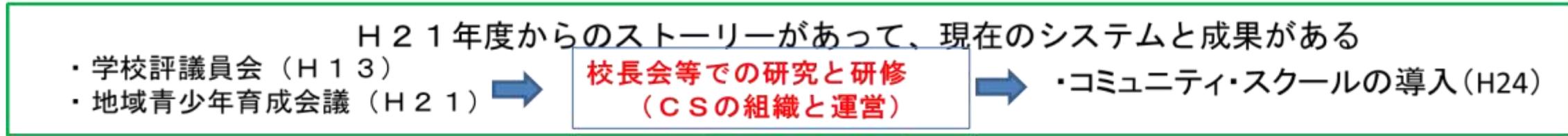
学校が取り組む「地域の総合力で育てる視点を」(宗岡校長)

県教委は今年、CSの指定に向けて指定校に必要となるワークショップを結び、導入効果の検証や関係者の意見交換などについて情報共有を図る。今秋は、CS導入の推進を支援する「CS推進委員会」が設置され、関係者の意見交換や情報共有を図る。今秋は、CS導入の推進を支援する「CS推進委員会」が設置され、関係者の意見交換や情報共有を図る。

ポイント
コミュニティスクール(CS)は、保護者や地域住民が小中学校の運営に参画する仕組み。地域と共にある学校づくりを目指す。

先進地の事例

上越市の教育（本研究テーマ関係）



先進地の事例

見附市の教育（本研究テーマ関係）

～見附市の「共創郷育」の歴史とストーリーの中でコミュニティ・スクールが存在～

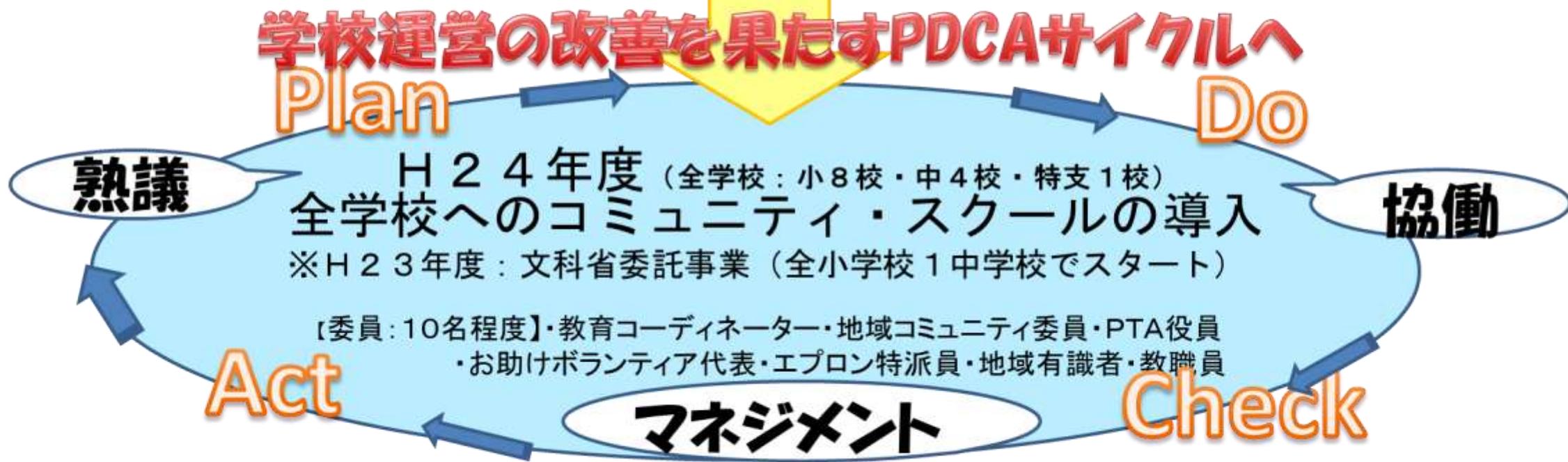
① H18年度～H19年度

「新教育システム開発プログラム事業」

※市内全学校に教育コーディネーターを配置

② H20年度～（学校教育課所管）

「学校支援地域本部」の設置（全校）



「学校運営協議会」の役割に移行

③ H20年度～

「学校評価の充実・改善事業」

※連続性とお得感のある学校評価の工夫

「学校関係者評価委員会」の設置

・教育コーディネーター・地域コミュニティ委員・PTA役員
・お助けボランティア代表・エプロン特派員・地域有識者・教職員

学校評価の8つの取組

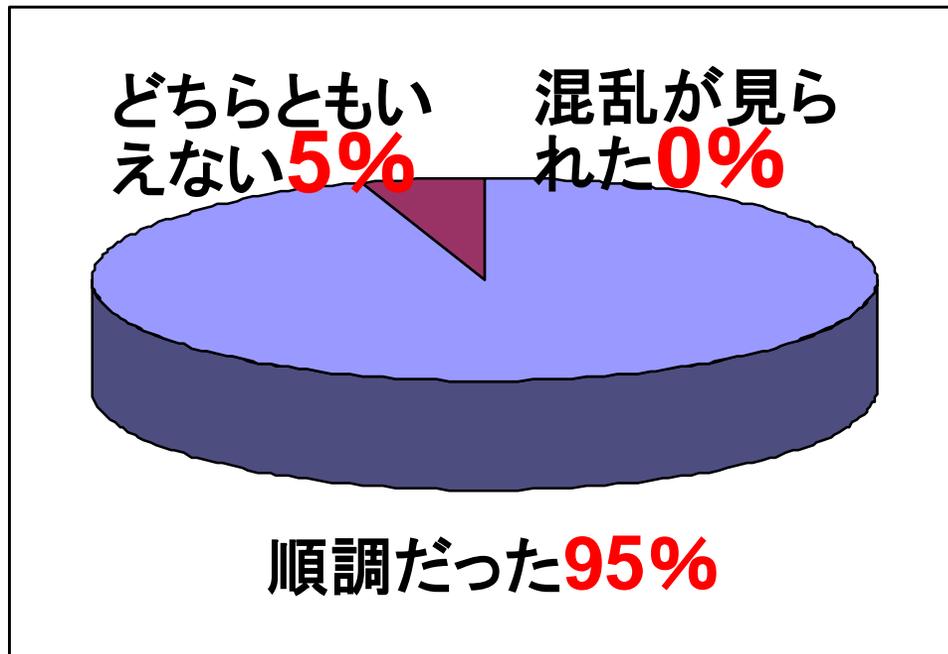
・学校評価アドバイザーやスペシャル
アドバイザー制度等の8つの取組

先進地の事例

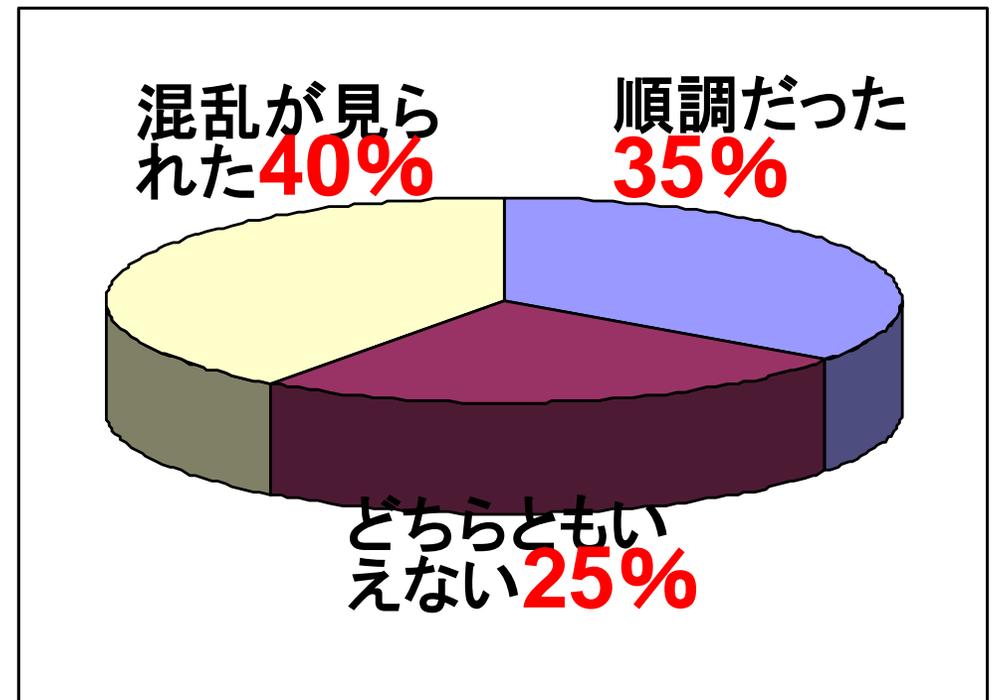
大人社会への効果：東日本大震災を振り返って

避難所（学校）において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。

学校支援システム**設置校**（20校）



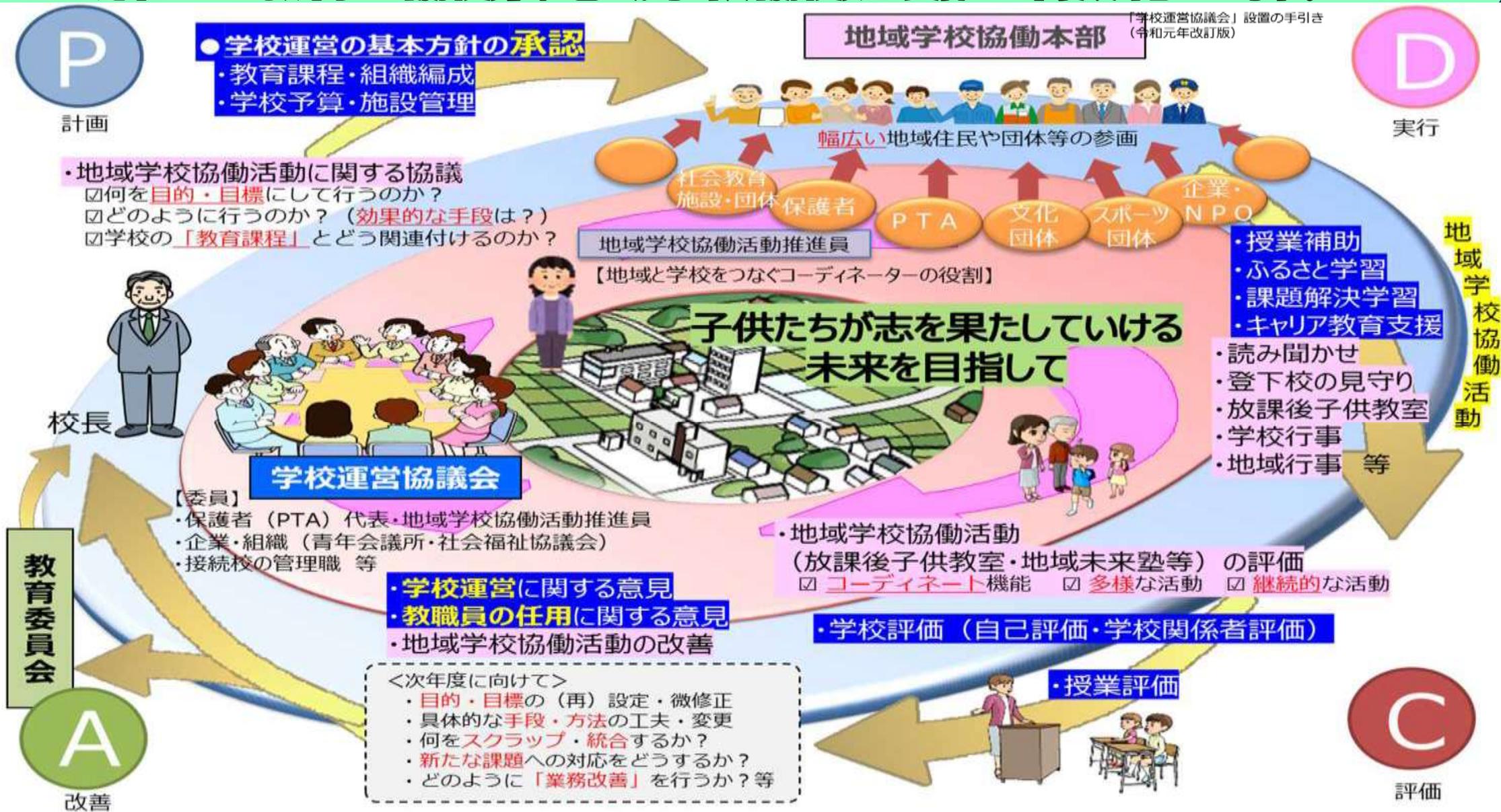
学校支援システム**未設置校**（20校）



宮城県内公立学校長聞き取り

2011. 5. 26現在（学校支援システム**設置校**20名，**未設置校**20名）

<現在>「教育の協働」(地域学校協働活動)の制度化の時代へ!



報告4: 地域学校協働活動の制度化

「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進

<現状で可能?>

学校教育制度

<法律等による制度の義務化>

<学校教育行政の現状>

- ①教育委員会は学校教育中心
- ②3つの「ゲン」の保障
権限・財源・人間

社会教育制度

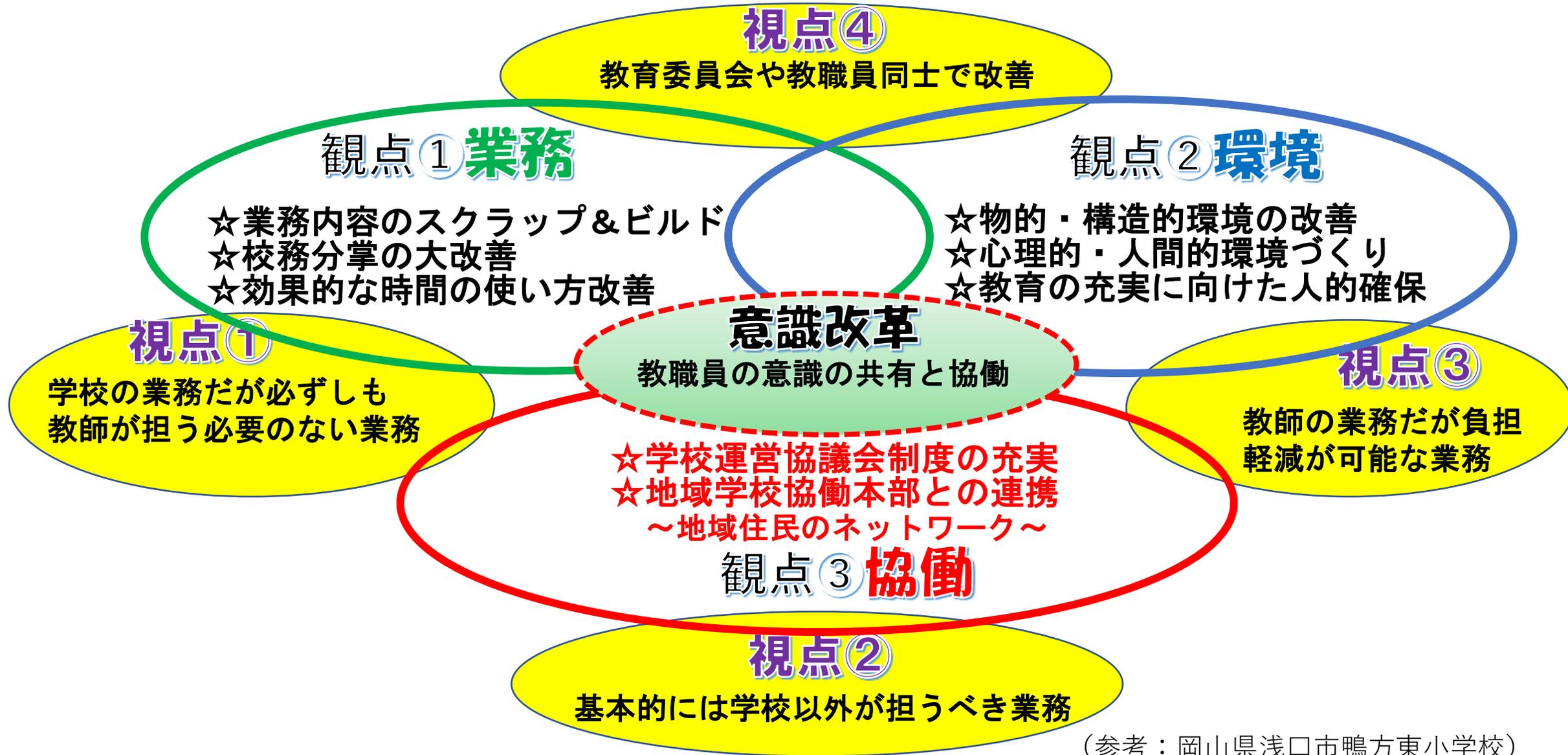
<法律等は「~~できる」>

<社会教育行政の現状>

- ①教育委員会は社会教育の協議?
- ②3つの「ゲン」の後回し
権限・財源・人間

「教育行政の一体的化」から始まる!

心的・時間的ゆとれから生まれる教育の質の向上を目指す
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進



(参考：岡山県浅口市鴨方東小学校)

「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部」の一体的推進の構造

<コミュニティ・スクール>

学校(経営・運営)

学校教育(教職員)

コミュニティ・スクールの導入

<重点課題>

- * 教職員の働き方改革
- * 地域に開かれた教育課程
- * 生きる力(命題知・体験知)
- * いじめ・不登校等

<CSの取組の課題>

- ① 教職員の仕事量の増加
- ② CSの制度の認識不足
- ③ CSの効果の認識不足
- ④ CSに監視される意識
- ⑤ 学校教育への介入危惧

<学校に求められること>

- ① ビジョンの明確な発信
- ② 教職員への情報提供
- ③ 教職員・委員・保護者の意識の共有
- ④ 委員が学校を知る機会

学校運営協議会

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見

学校運営への支援・協力

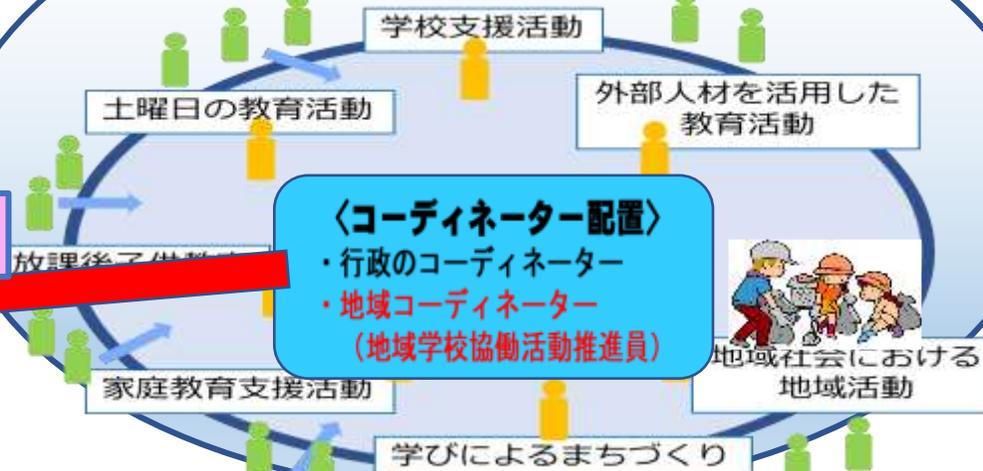
地域貢献活動

「学校を核とした地域づくり」

<推進する仕組み(体制)>

地域学校協働本部

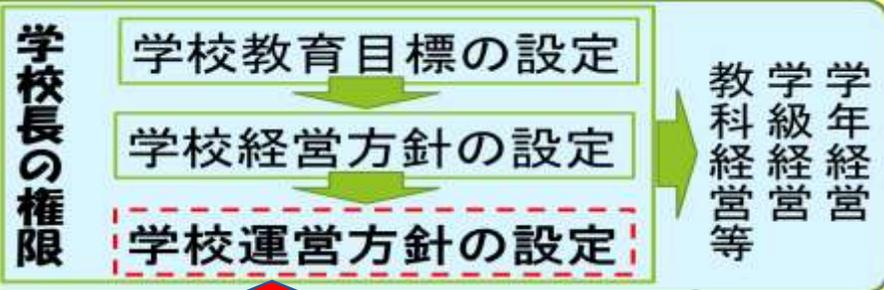
地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



公民館学級生 自治会 地区老人クラブ 地区交通安全協会 育友会 地区商工会 各種組織

「学校支援」 → 「学校運営型(地域学校協働活動)」へ

《課題対応の学校支援型》



☆学校と協議会の願いの共有
☆コーディネーター機能の充実

《課題対応と原因療法の学校運営型》

「願い」の共有による「地域とともにある学校」



＜学校を核＞
地域づくり

～地域課題～

産業や文化継承
高齢者問題
地域のつながり
年金問題 等

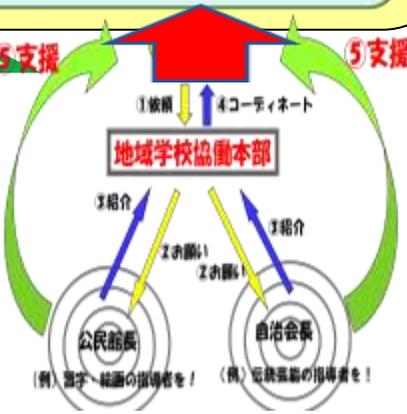
期待

学校運営協議会

学校運営の基本方針の承認

学校運営への支援

支援



一学校運営協議会

学校運営の基本方針の承認

学校運営への協働

☆企画・運営・評価

＜コーディネーター＞

地域学校協働本部

＜コーディネーター＞

「2割の地域住民参加を目指した『私に出来る子育て』ネットワーク」

住民参加のプログラム開発

日常的な支援プログラム

広域的な支援システム

教育等機関

地域組織・団体

地域づくり団体

公民館学級生

育友会

地区商工会

企業

.....

地域学校協働本部の重要な2つの役割

① 地域住民の協働ネットワーク

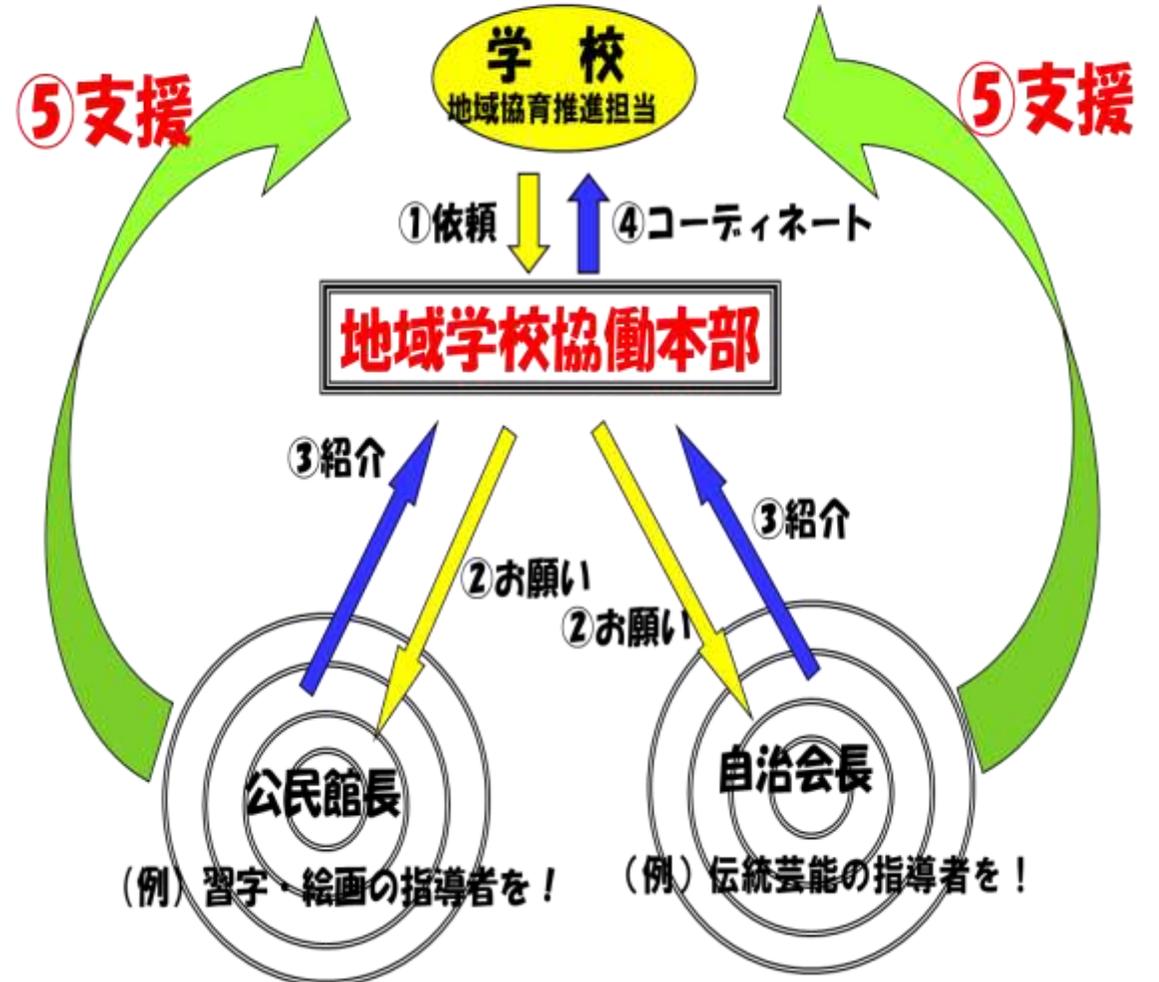
※30年度コンサルタント
派遣事業報告資料

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有した

「緩やかなネットワーク」



② ネットワークを稼働させる



課題① 地域とともにある学校づくりを目指す地域学校協働活動の取組

〈東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会〉

～学校運営協議会の主体的な活動を基盤として～

学校運営協議会 CS

教育課程など
学校運営の基本方針を承認

学校運営についての
意見を述べる

教職員任用についての
意見を述べる

意見を
述べる

＝ 教職員・保護者・
地域の意見を聞く

- * 熟議（サマワークショップ等）
- * 学校評価アンケート



学校・地域コーディネーター

教育方針のもと
連携・協働
一体的な推進

（あまぬまワンダラーズ）

授業支援

- ・ 専門家、地域の人をゲスト講師として紹介
- ・ 出前授業プログラム等を紹介
- ・ 校外の体験学習先との連携・調整

読書活動支援

- ・ 図書館整備、読み聞かせ、お話会など

学習支援活動

- ・ 校外活動の引率・学習補助など

行事運営支援

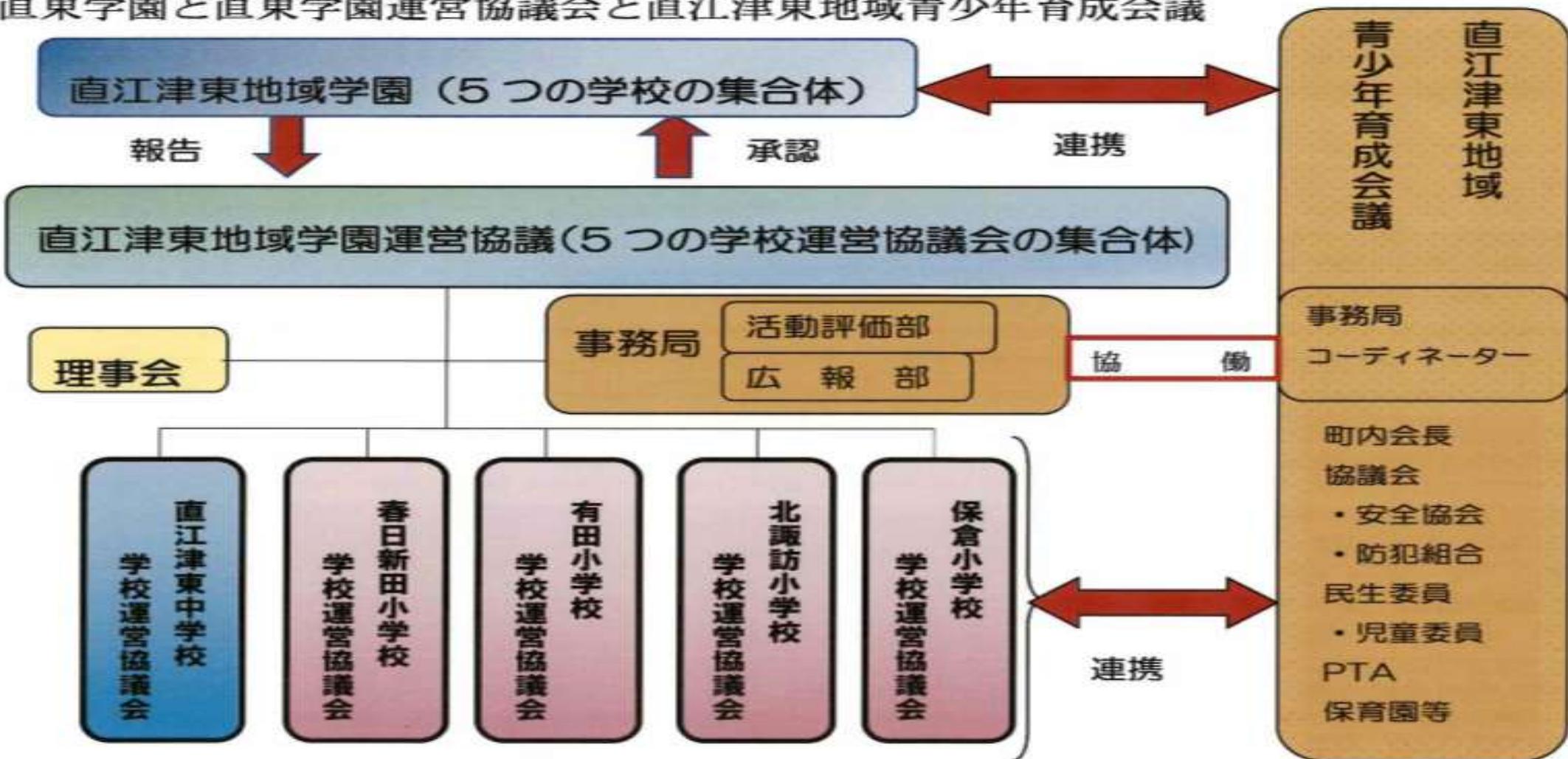
- ・ 学校行事の運営の支援

課題② 教職員の働き方改革への学校運営協議会の対応

＜新潟県上越市直江津東地域学園運営協議会＞

～中学校区の地域学園運営協議会の取組～

直東学園と直東学園運営協議会と直江津東地域青少年育成会議



課題③ 地域(社会)に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組
<新潟県上越市立春日新田小学校>
～社会に開かれた教育課程への重要な3点の取組～

直江津東地域青少年育成会議

直東学園運営協議会

公募委員 学識経験者 町内会代表 地域代表 保護者代表 校長

理事会

広報部会

活動評価部会

事務局

事務局員

直江津東中

北諏訪小

保倉小

有田小

春日新田小

学校別事務局員

意見 ↓

意見 ↓

意見 ↓

意見 ↓

地域部会

北諏訪区

保倉区

有田区

学校後援会会員

保護者部会

直江津東中

北諏訪小

保倉小

有田小

春日新田小

保育園

PTA保護者

すこやかネットワーク

直江津東中

北諏訪小

保倉小

有田小

春日新田小

直東学園教職員

学園支援本部

幼児教育部会

北諏訪保育園

保倉保育園

小嶺屋保育園

有田保育園

市立保育園職員

<別府市立石垣小学校の学校運営協議会制度の概要>

保護者や地域への願い (N=17)

平成26年度調査

■ 思う ■ 思わない ■ 全く思わない ■ わからない

思う

保護者や地域による学校支援活動を活発にしてほしい

保護者や地域からの苦情を減らしてほしい

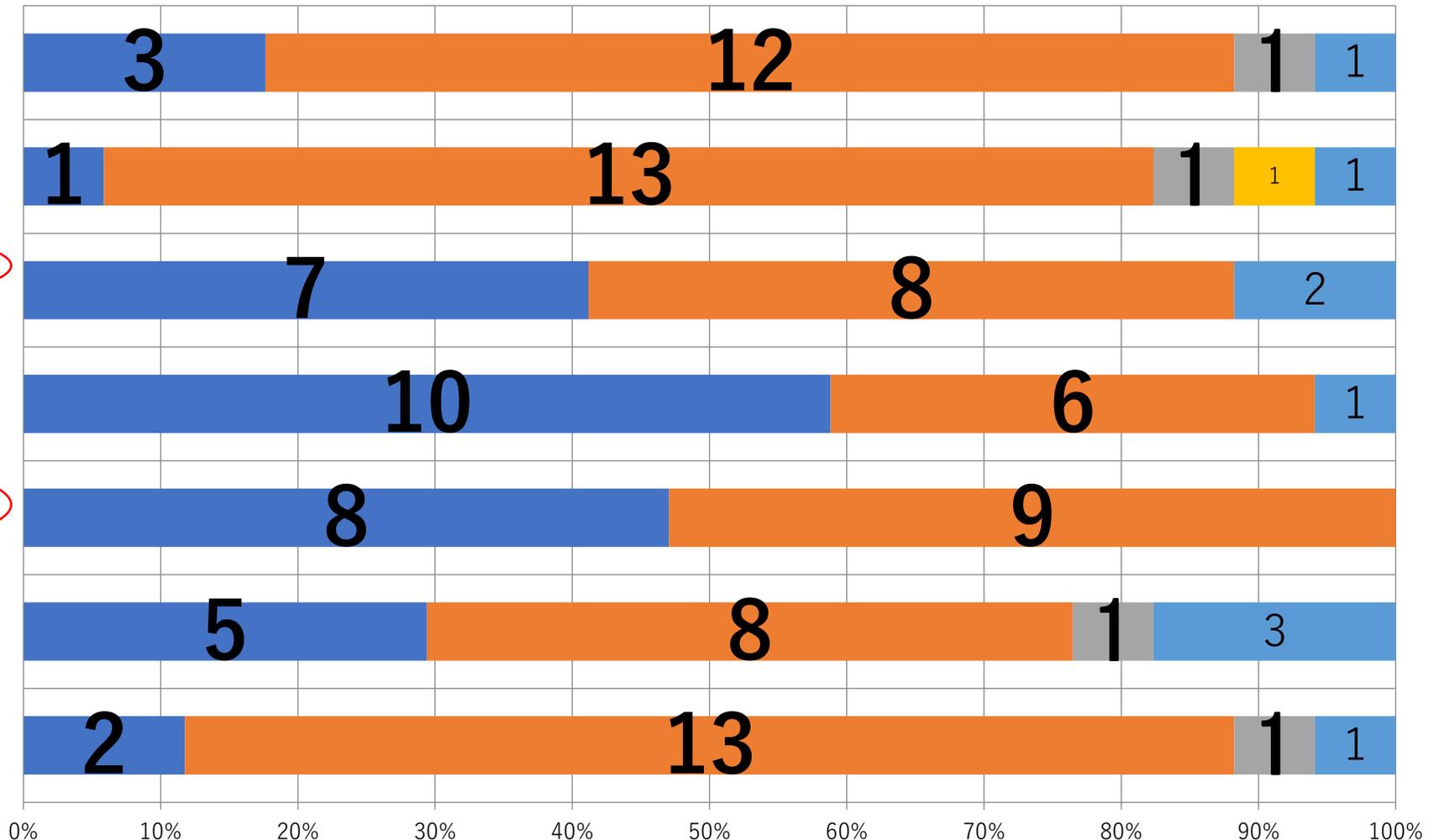
学校に対する保護者や地域の理解を深めてほしい

家庭の教育力を上げてほしい

保護者が学校に協力的になってほしい

地域の教育力を上げてほしい

地域が学校に協力的になってほしい



石垣小学校コミュニティ・スクールの事業計画(平成27年度)

「**夢**」のコミュニティー

- ①学習する意欲が低い
- ②体験活動の不足

将来、自分の夢を実現できるための生きた学力の育成

- ①体験活動・出前授業・ゲストティチャー
- ②宿題補助（家庭学習支援）
- ③授業引率の補助

「**心**」のコミュニティー

- ①異学年のつながりが薄い
- ②地域の大人とのつながりが無い

対人関係を作り出すコミュニケーション力の育成

- ①地域主導の放課後の異年齢活動
- ②地域とのふれあいイベント
- ③地域との日常的な交流

「**親育**」の コミュニティー

「我が子への関心」
を高める研修

「**命**」のコミュニティー

- ①学校外での生活情報が見えない(心配)
- ②地域の安全安心の環境づくり

子供の安全と健康のための活動

- ①登下校・放課後の見守り
- ②安全・美化の啓発と声かけ

取組のための課題

- ①地域住民の参加依頼
- ②関係団体・組織との協働
- ③地域住民に対する情報発信

別府市立石垣小学校学校運営協議会の取組みの歴史

第1期のテーマ(H29年度～)

地域(社会)に開かれた教育課程への学校運営協議会の取組
～教職員の願いを基にした地域学校協働活動カルテの作成～

第2期のテーマ(R3年度～)

教職員の心的・時間的ゆとれから生まれる教育の質の向上の取組
～教職員が取り組みたい協働による改善策のアンケートから～

第3期のテーマ(R5年度～)

地域や学校と一緒に「今、家庭の出番をアップデート」
～保護者への「こんな子供に育てほしい」アンケートから～

第3期のテーマ(R5年度～)

地域や学校と一緒に「今、家庭の出番をアップデート」
～保護者への「こんな子供に育てほしい」アンケートから～



学校運営協議会での協議



児童会役員との情報交換

学校運営協議会が
課題に関する
資料収集と発信

＜資料収集＞
教員アンケート
保護者アンケート
児童と意見交換
＜取組の発信＞
教員の意識改革
保護者への啓発
地域組織の活動
教育行政へ要望

教員・住民・保護者の熟議



大分県における「地域学校協働活動」の現状

令和元年市町村教育委員会アンケート報告書

＜報告書を基にした「Q&A資料」＞

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

学校と地域の新たな協働体制の構築のための 取組状況調査の報告書

大分県内市町村教育委員会の「地域学校協働活動」推進のための
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部の体制整備」の取組状況について

↓
対応方策のヒントは、別冊「Q&A資料」をご覧ください
※「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」に掲載

＜大分県版＞
～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～
Q(課題・質問)&A(アドバイス)



2020年(令和2年)10月

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

＜大分県版＞

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)

「学校と地域の新たな協働(協育)」
～一歩前進！ ヒント集～

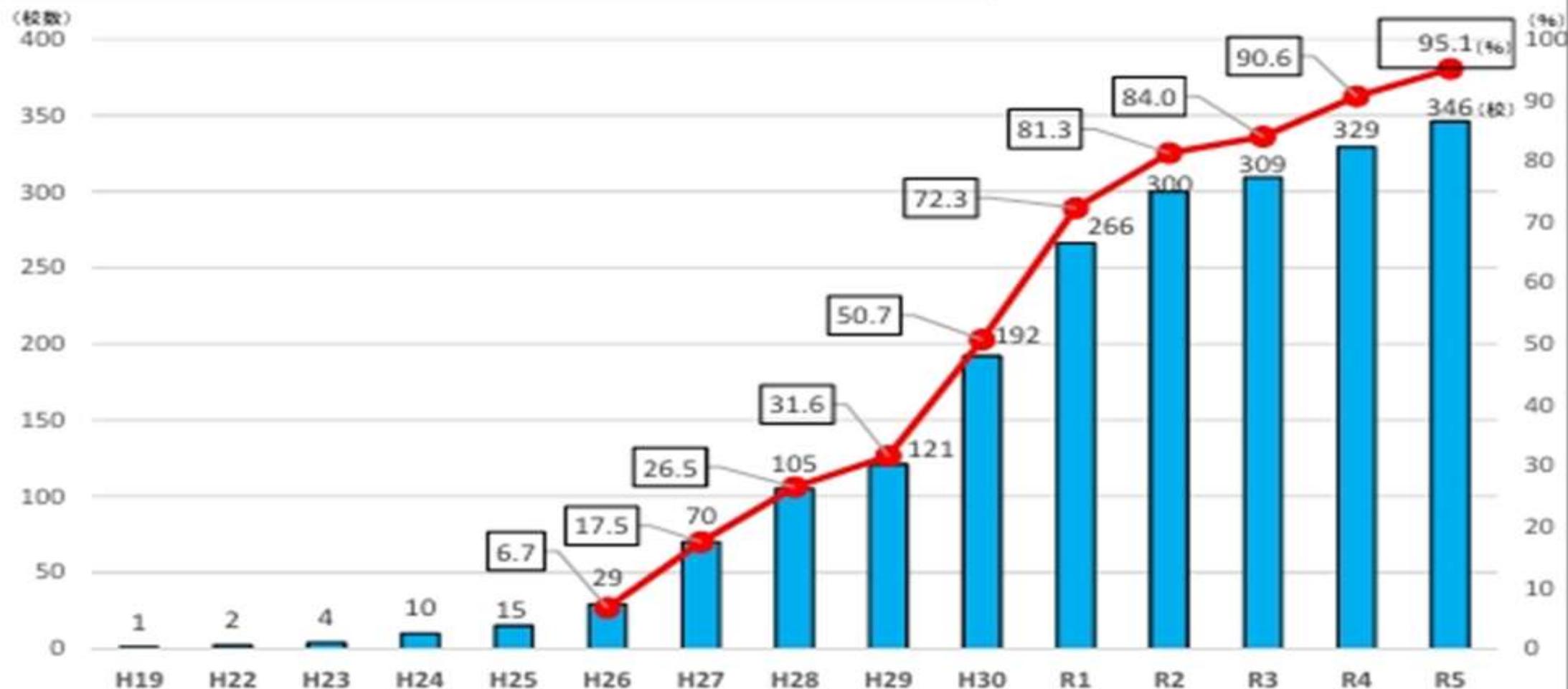
令和2年10月1日
NPO法人大分県協育アドバイザーネット

調査の対象

■ 学校運営協議会を導入している小学校・中学校・義務教育学校（令和5年7月1日現在）※

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づいて「学校運営協議会」を設置している学校

学校運営協議会を導入している学校の推移



令和
5年度

大分県の「地域学校協働活動」の実施状況

<「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」の状況>

コミュニティ・スクールの状況

コミュニティ・スクール
＜県全体（小・中・義務）＞
346校（95.1%）

※「地域教育振興プラン」の最初の取組みは各学校の校務分掌に「地域協育推進担当」を置くことから始めて、学校教育担当課がコミュニティ・スクールの導入を推進して取り組んだ。

地域学校協働本部の状況

地域学校協働本部の設置
＜県全体（小・中・義務）＞
341校（93.7%）

※「地域教育振興プラン」の最初の取組みは社会教育担当課によって、公民館がコーディネーター機能を持って、地域住民の学校への支援システムであった。コーディネーターの配置については国の補助金の活用や市町村の予算、機構改革等を勧めることとした。

（内）地域学校協働本部
コミュニティ・スクール
両方の導入・協働活動校
＜県全体（小・中・義務）＞
327校（89.8%）

教職員の校務分掌

「地域協育推進担当（仮称）」設置
＜H18調査＞＜H25調査＞

小学校	38%	→	100%
中学校	36%	→	98%

※H25調査でほぼ100%なのでH26以降は調査無

コーディネーター数/本部数

地域学校協働活動担当コーディネーター
（地域学校協働活動推進員・協育コーディネーター等）

	＜H24調査＞	＜R5現在＞
コーディネーター数	81名	211名
	（支援本部）118	（協働本部）157

<未来> 地域社会における「教育の協働」のシステム化

- 地域社会主人公の地域学校協働活動のシステム化
- 地域と学校を繋ぐ「協育コーディネーター」の育成と活動のシステム化
- 学校運営協議会委員自身の「必要性の認識」「役割の認識」
- 教職員の学校運営協議会の有用性の認識と協働意識



地域学校協働活動の推進の基盤づくり



第3期教育改革(学校週5日制度)を推進してきた人たちは ＜未来の教育の理想に向かって＞

＜過去＞ 学校週5日制度を受けて様々な教育改革への対応

「教育の協働」の歴史を作る教育改革の始まり

＜現在＞ 今の教育が未来の教育への礎になる教育の充実！

※現在の取組みも？年後には「過去」になる

更なる「未来」に向かう歴史を作るために！

＜未来＞ 更なる「未来」の教育者が「過去」の歴史を礎にした新たな教育活動へと発展！

歴史が今を作り、未来を創る！